

今月は **2024年に予定されているもの**

## ■時間外上限規制について

2024年4月～適用猶予の事業・業務が以下ようになります。

事業・業務	2024年4月～
建設業	・災害の復旧・復興の事業を除き、適用 (災害の復旧・復興の事業については、時間外労働+休日労働 ⇒月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内の規制は適用 されない)
自動車運転の業務	・特別条項付き36協定⇒上限960時間/年 ・時間外労働+休日労働⇒月100時間未満、2～6カ月平均 80時間以内の規制は適用されない ・時間外労働が月45時間超の年6カ月規制はない
医師	・A水準、B水準、連携B水準、C水準に分類 月の時間外・休日労働は100時間未満(例外あり) 年の時間外・休日労働は960時間以内～1,860時間以内

## ■労働条件明示事項の追加 2024年4月～

明示タイミング	追加される明示事項
全て(有期労働契約更新時含む)	・就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時+更新時	・更新上限(通算契約期間または更新回数の上 限)の有無と内容
無期転換申込権が発生する契約の 更新時	・無期転換申込機会 ・無期転換後の労働条件

## ■社会保険の適用拡大 2024年10月～「従業員101人以上⇒51人以上」へ

## ■新NISA 2024年1月～ 年間投資枠360万円 (つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円)へ

### <事務所より>

昨年は多くの方とお会いすることができ、仕事でも、仕事以外でも大変お世話になりました。

今年も引き続きご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、よろしく  
お願いいたします。

1月の年金相談日は「4、11、16、18、23、25日」です。



 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)